

## 評議員費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人清水福祉会（以下「当法人」という。）定款6条の規定に基づき、評議員の委員が委員会の開催に要した費用を弁償するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

(1)「委員」とは、定款に定められた評議員の委員をいう。

(2)「費用弁償」とは、当法人における評議員会に出席した場合をいう。

(費用弁償の支給)

第3条 委員が当法人における評議員会に出席した場合には、次に定める。

1 回あたり、2,000 円を支給する。

2 委員が理事長の命により出張した場合には、旅費を支給する。

(旅費の準用)

第4条 前条第2項に規定する旅費の支給に関しては、法人旅費規程を準用する。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。